

Q.4 施設内で高齢者虐待を見つけたら、 どうすればいいですか？

虐待を受けた高齢者の心身の状態を確認し、必要な手当てなどを速やかに行ってください。次に、上司や管理者などに報告し、施設等で定められたルールに従い対応します。区への報告を行う必要もあります。

もし、上司に報告しても対応がされない、対応しているかが不明、上司には報告ができないようなときは、大田区高齢福祉課(03-5744-1250)に連絡してください。(平日：8時30分～17時)

高齢者虐待防止法では、職員の通報義務が定められています。

自分が働く施設等で高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報しなければならないとされています。(第21条第1項)

もし、同じ施設等の職員が高齢者虐待を行っているのを知りながら、黙っていた場合(見て見ぬふりをしていた場合)は、黙っていた職員も高齢者虐待(介護・世話の放棄・放任)に問われることもあります。

Q.5 通報をしたことで、 施設や上司から責められませんか？

高齢者虐待防止法では、

- 通報等を行うことは、守秘義務違反や個人情報漏洩等にはなりません(第21条第6項)
- 通報等をしたことを理由に解雇その他の不利益な扱いをすることを禁じています(第21条第7項)

通報や相談をした方のお名前や情報を区が漏らすことはありません。安心して連絡してください。

Q.6 高齢者虐待かどうかは分かりませんが、 相談してもいいですか？

気になることがあれば、遠慮なくご相談ください。高齢者虐待に該当しないとしても、改善等が必要な場合には、行政機関の関係部署から指摘や指導等を行うこともあります。

相談したい
ことがあって…

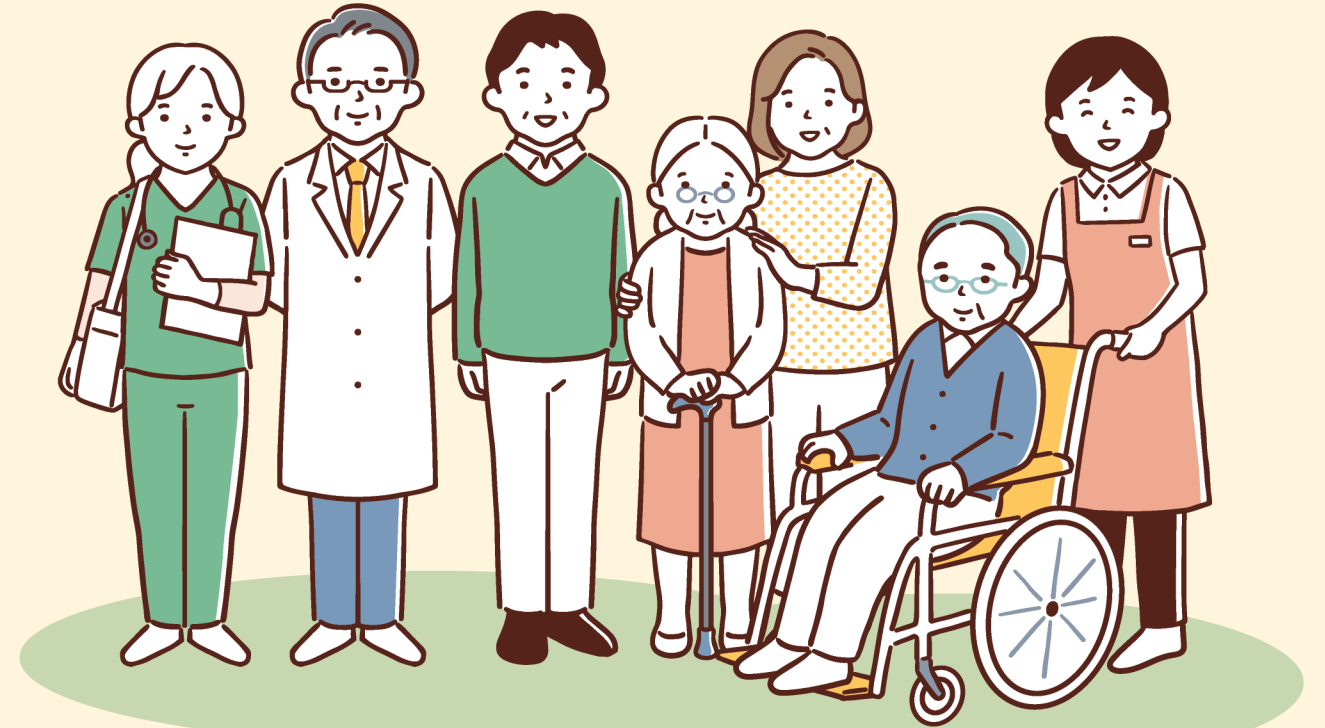


問合せ

大田区 高齢福祉課(高齢者支援担当)
03-5744-1250 (平日8時30分～17時)

令和6年3月作成

防ごう！ 高齢者虐待



高齢者虐待防止法*では、高齢者を介護している養護者(家族等)による虐待だけでなく、養介護施設従事者等による高齢者虐待についても規定しています。

高齢者虐待や、虐待につながるような不適切な行為やケアをなくすため、介護の現場で働く従事者一人ひとりが正しい知識や技術を身につけるとともに、事業所全体で高齢者虐待防止に取り組みましょう。

*高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成18年4月1日施行)

～ あなたの勇気と行動で、救われる高齢者がいます ～

虐待に気づいたら、ためらわず区に連絡をしてください

大田区 高齢福祉課

03-5744-1250
(平日8時30分～17時)



Q.1 どのようなことが高齢者虐待になりますか？

以下は、高齢者虐待の具体例です。

身体的虐待

- 暴力行為(殴る、たたく、蹴る、つねる、やけどさせる、ベッドから落とす)
- 高齢者に向けて、物を投げつける
- 高齢者が嫌がっているのに、職員の都合でむりやり食べさせる
- 要件や手続きを行っていない身体拘束

介護・世話の放棄・放任

- 職員の都合でナースコールを使わせない(手の届かないところに置く、電源を抜く)
- 衣類が濡れているのに着替えさせない
- 必要なのに受診させない、救急対応を行なわない
- 必要なメガネや入れ歯を使わせない
- 他の職員が虐待行為をしているのに、見て見ぬふりをする

心理的虐待

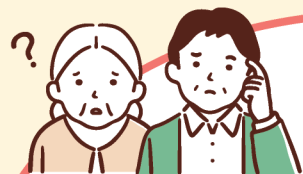
- どなる、ののしる、悪口を言う、からかう、ばかにして笑う、無視する、舌打ちをする
- 「ここから追い出すぞ」と脅す
- 大切にしているものを乱暴に扱う、わざと壊す、捨てる
- 子ども扱いをする(名前に「ちゃん」付けして呼んだり、勝手にあだ名をつけて呼ぶ)

性的虐待

- 人前でおむつ交換をする
- 裸や下着姿のままにして、放置する

経済的虐待

- 生活に必要なお金を不当に使わせない
- 高齢者のお金や物を盗む、無断で借りたり処分する



認知症高齢者への虐待が増えています

認知症の症状による不可解な言動や行動(暴言、暴力、不潔な行動、徘徊など)により、職員に過度な負担やストレスがかかり、それが高齢者虐待や不適切なケアにつながってしまうことがあります。**認知症について正しく理解をし、対応方法を学び、それでも困ったときにはケアや声かけの方法をカンファレンスで話し合うなどして、職員の負担を減らすとともに、認知症高齢者が穏やかにすごせるようにしましょう。**

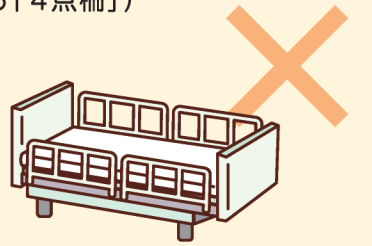
また、認知症介護実践者研修(東京都主催)などの研修、認知症サポーター養成講座や認知症カフェなど、認知症の理解を深めたり、交流する場に参加してみましょう。

Q.2 身体拘束も高齢者虐待になりますか？

身体拘束は、「緊急やむを得ない場合」以外は身体的虐待にあたります。たとえ高齢者のご家族から依頼があった場合でも、「緊急やむを得ない場合」以外は行ってはいけないことになっています。

身体拘束の具体例

- 本人が転落したり、他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドや車いすに身体や手足をひも等で縛る
- 一人で降りられないように、ベッドを壁、柵やサイドレール等で囲む(いわゆる「4点柵」)
- チューブを抜いたり、皮ふをひっかいたり、おむつ外し等ができないように、つなぎ服を着せたり、ミトン型の手袋をする
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分で開けることができない居室等に隔離する



「緊急やむを得ない場合」とは？

下の3つの要件をすべて満たす場合をさします。

切迫性 本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 身体拘束以外に、他に代わる介護方法がないこと

一時性 身体拘束は一時的なものであること

身体拘束を行う場合に必要な手続きは？

- 個人で決めず、事業所全体で話し合って判断をする
- 身体拘束の内容、目的、期間等を高齢者本人や家族に十分に説明する
- 本人の状況を定期的に観察し、記録を作成する
- 定期的に再検討を行ない、身体拘束の必要がなくなったら速やかに解除する 等



Q.3 認知症のため、全く理解ができない高齢者に対しても、虐待になりますか？

虐待されている高齢者本人が認知症などにより、虐待されていると分からなくても(自覚していなくても)、**虐待の事実があれば、高齢者虐待に該当します。**

また、虐待行為をしている職員に虐待している意識がなくても高齢者虐待に該当します。そのため、気づかないうちに、虐待行為や不適切なケアをしていることもあるかもしれません。

たとえば、忙しいときに「ちょっと待ってて」と言って高齢者を待たせたまま、うっかり忘れてしまったことはありませんか？定期的に「虐待の芽チェックリスト」などを使って、自分自身の行動を振り返ってみましょう。

「虐待の芽チェックリスト」は、東京都福祉保健財団のホームページにも掲載されています。「東京都 虐待の芽」で検索してください。

